

## デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制<sup>1</sup>等のあり方については、本年 1 月 21 日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、苦情等の発生状況の収集・分析を行うとともに、自主規制機関や被害者側団体等とのヒアリング・意見交換等を行い、検討を行ってきた。

### 1. 見直しの方針

#### (1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

不招請勧誘規制の対象範囲については、

- ①レバレッジが高いこと等、投資金額を上回る思いがけない損失を被ることがないか、といった商品性、
  - ②執拗な勧誘や利用者の被害の発生といった取引の実態、
  - ③強引な勧誘等に対し投資者の投資判断力が不十分であること等により、損失を被ることがないか、
- を総合的に勘案していく必要がある。

#### (2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

不招請勧誘規制の対象としない場合であっても、投資者にとってリスク等が分かりにくい複雑な商品や、説明不足等に起因する苦情やトラブルが多数見られるような商品を販売勧誘する場合には、法令上の説明義務等に加え、自主規制ルールによって投資者保護の充実を図っていく必要がある。

### 2. 見直しの内容

今般、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、以下のとおり現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図ることとする。

---

<sup>1</sup> 不招請勧誘規制とは、契約の締結について勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結の勧誘をする行為を禁止する規制をいう。

## (1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引<sup>2</sup>については、業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいため、継続的に取引を行っている場合等を除き、法令によりその全般について不招請勧誘を禁止する。

(注)現状では、店頭金融先物取引(店頭FX取引等)についてのみ不招請勧誘が禁止。

## (2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

### 〔①適合性の原則等の具体化(勧誘開始基準・合理的根拠適合性)〕

個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。

(注)商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定(勧誘開始基準)、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証(合理的根拠適合性)など。

### 〔②顧客に対する説明の充実〕

イ. 優越的地位の濫用等に関するトラブルが多い法人向けの店頭デリバティブ取引や、十分な説明が必要となる店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、より一層の説明の徹底を図るために自主規制ルールの策定を求める。

(注)(a)最悪シナリオを想定した損失の説明を適切に行う、(b)法人を相手方とする場合に、優越的地位の濫用がないことの説明を適切に行う、(c)顧客からリスク等について説明を受けた旨の確認(チェックシートの利用)を行う、など。

ロ. また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託について、広告等の表示に関する自主規制ルールの策定を求める。

(注)「元本確保型」といった顧客に誤解を与えるおそれのある名称の使用の制限など。

ハ. 取引所におけるデリバティブ取引については、店頭取引とは異なり、周知性のある商品であり、取引所の取引価格は透明性が高く、複雑な商品は存在しないが、投資者保護の一層の充実を図る観点から、自主規制ルールによりリスク説明の徹底を図るための対応を求める。

(注)デリバティブ取引を行うETF(上場投資信託)については、投資金額を超える損失が発生することはないが、現状、複雑な商品はないが、今後、上場されるETFの商品性如何によっては、リスク説明を徹底。

<sup>2</sup> 店頭金融先物取引(店頭FX取引等)のほか、有価証券店頭デリバティブ取引(証券CFD取引等)等が対象となる。

〔③勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布〕

デリバティブ取引全般や、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、自主規制ルールにより、

(a)不招請勧誘規制の適用関係

(b)リスクに関する注意喚起

(c)トラブルが生じた場合の金融ADR機関や証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）等の連絡先

等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書を配布し<sup>3</sup>、説明を行うことにより、顧客への注意喚起を行うとともに、金融商品取引業者等による法令違反を予防する。

(注) 上記(1)(2)については、特定投資家(プロ)を相手方とする取引を除く。

(参考) デリバティブを内包する仕組預金についても、投資者保護の一層の充実を図る観点から、上記の取組みを踏まえた対応を全国銀行協会等に促す。

### 3. その他

(1) デリバティブ取引、仕組債・投資信託の販売を行う第一種・第二種金融商品取引業者については、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）において既に苦情処理・紛争解決支援の枠組みが出来ており、実効的な取組みを進めることとしている。また、金融ADRについても、金融商品取引法・銀行法等に基づく指定紛争解決機関の立ち上げに向けた取組みが進められているところである。

上記2. ③の注意喚起文書の配布等を通じて、これらの機関の周知が進むことによって、投資者保護の一層の充実が期待される。

(2) 以上の取組みを実施した上で、今後、苦情の状況や自主規制の実施状況等を注視することとし、必要に応じ見直しを適時に行っていく。

<sup>3</sup> ネット取引の場合には電磁的方法による交付を可能とするほか、書面配布の趣旨を損なわない範囲で、円滑な取引に支障が生じることのないよう、自主規制において取引実態に応じた配布方法を検討。